大阪広域水道企業団
阪南水道事業
給水装置工事設計施行指針

平成 31 年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団

（阪南水道センター）

本書は、構成を４編に分け、第１編は給水装置工事施行基準を、第２編は水道メーターの設置場所に関する基準を、第３編は貯水槽水道に関する基準を、第４編は給水装置工事施行に関する地下埋設協議・道路使用許可・占用許可・看板等の周知及び安全対策をそれぞれ掲載いたしました。

本書の取扱いは、阪南市の区域における給水装置工事にあたり、大阪広域水道企業団阪南水道事業指定給水装置工事事業者並びに関係各位に広く活用され、給水装置工事が円滑に行われることを目的としています。

目　次

第１編　給水装置工事施行基準

第１章　総則

１．趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・2

２．給水装置の定義　・・・・・・・・・・・・・・・2

３．給水装置の構造及び材質の基準　・・・・・・・・・・・・・・・2

４．給水装置の種類　・・・・・・・・・・・・・・・3

５．給水装置工事の種類　・・・・・・・・・・・・・・・3

６．給水装置工事に関する規制　・・・・・・・・・・・・・・・4

７．給水方式　・・・・・・・・・・・・・・・4

８．特定施設水道連結型ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備　・・・・・・・・・・・・・・・5

第２章　給水装置工事申込書

１．申込書類　・・・・・・・・・・・・・・・8

２．設計審査から完了検査前まで　・・・・・・・・・・・・・・・10

３．加入金　・・・・・・・・・・・・・・・11

４．手数料　・・・・・・・・・・・・・・・12

５．完了検査届　・・・・・・・・・・・・・・・12

《給水装置工事の流れ》　・・・・・・・・・・・・・・・16

第３章　設計・施工

１．給水管設計　・・・・・・・・・・・・・・・17

２．メーターボックスの設置　・・・・・・・・・・・・・・・23

（参考資料）ロケーティングワイヤーの施工方法・・・・・・・・・・・25

第２編　水道メーターの設置場所に関する基準

水道メーターの設置場所に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・29

第３編　貯水槽水道に関する基準

１.貯水槽水道の設置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

２.受水槽の容量算定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

３.受水槽の給水管口径基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

４．貯水槽水道方式に関する検針及び料金徴収について・・・・・・・34

第４編　給水装置工事施行に関する地下埋設協議

道路使用許可

占用許可

看板等の周知及び安全対策　・・・・35

１．地下埋設物協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

２．道路等占用許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

３．道路等使用許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

４．看板等の周知及び安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

５．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

第１編　給水装置工事設計施行基準

第１章

総則

１．趣旨

この基準は、水道法、同法施行令、同法施行規則、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）並びに公益財団法人　給水工事技術振興財団発行「給水装置工事技術指針（最新版）」（以下「関係法令」という。）等に基づき、給水装置の適正な施工を保持するため、その設計と施工に関して必要な事項を定める。

２．給水装置の定義（水道法第３条第９項）

給水装置とは、需用者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。ただし、給水管の流れる水と吐水口空間により、縁が切れた構造になっている受水槽以下の設備（簡易専用水道とこれに準ずるもの）は、給水装置の設備であっても、水道法上では、給水装置ではない。

３．給水装置の構造及び材質の基準

関係法令で定める給水装置の構造及び材質の基準は次のとおりとする。

① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口並びに配水管継手から30㎝以上離れていること。
② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に著しく過大でないこと。
③ 配水管に影響を及ぼす恐れのある器具等を直接連結されていないこと。
④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され又は、漏れる恐れがないものであること。
⑤ 凍結、破壊、浸食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
⑥ 当該給水装置以外の給水装置その他の設備に直接連結されていないこと。
⑦ 水槽、プール、流し、その他水を入れ又は、受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、給水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜら

れていること。

４．給水装置の種類（給水条例第４条）

給水装置の種類は、使用目的や使用形態により次のとおり分類する。

① 専用給水装置
一戸又は、一箇所で専用使用するもの。

② 共用給水装置
二戸又は、二箇所以上で共用するもの。

③ 私設消火栓
消防用に使用するもの。

５．給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は次のとおりである。

① 新規工事（新規申込）
上水道を使用するために、新しく給水装置を設置する工事をいう。

② 改造工事（改造申込）
現に水道メーター（以下「メーター」という。）が設置され、メーターの増・減径を伴わない既設給水装置の一部又は、全部を変更する工事及び、メーターの増・減径を伴う給水装置の口径を変更する工事をいう。

③ 撤去工事（撤去申込・廃止届）
既設給水装置を廃止する場合及び、給水装置を分岐部から撤去する工事をいう。

④ 修繕工事
水道法施行規則第 13 条による給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の原形を変えないで、給水管・給水栓の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

⑤ 先行工事（先行申込）
住宅開発計画に伴う宅地等において、給水管を宅地等まで先行的に行う工事をいう。（事前協議書の提出が必要）

⑥ 臨時工事（臨時申込）
工事現場等で、一時的に上水道を使用するために給水装置を設置する申込で、目的が終えれば撤去（廃止）される工事をいう。

６．給水装置工事に関する規制

給水装置工事に対して、規制する事項は、次のとおりである。

① 給水装置工事の申込及び承認

給水装置工事（修繕工事を除く。）を行おうとする者は、あらかじめ大阪広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に前述のいずれかの申込を行い、企業長の承認を受けなければならない。

② 加入金、手数料の納付

企業長の承認を受け、加入金、手数料の納付義務が発生した時は、納入通知書に記載の期日までに納入しなければならない。

③ 給水装置工事申込みの取消し

手数料又は、加入金を納入しないとき及び、給水装置工事の承認を受けた日から起算して６ヶ月を経過しても当該給水装置工事を施行せず、かつ給水装置工事の取下げの届出をしなければ、当該申込みを取下げたものと見なす。（取消しとなった場合も納入された手数料は返金しない。）

④ 工事費の負担

給水装置工事の費用は当該給水装置を新設、改造又は、撤去する需用者が負担する。

⑤ 施工者の指定

給水装置工事は、企業長の指定を受けた阪南水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が施行する。

⑥ 構造及び材質

給水装置工事は関係法令で定める基準の他、企業長が定める基準に適合しなければならない。

７．給水方式

① 直結直圧方式

末端の給水用具まで配水管の圧力を利用して給水する方式である。

原則として２階までの給水方式とする。【箱作配水区（箱作低区減圧配水区、箱作高区加圧配水区を除く）は３階まで直結直圧方式による給水が可能】

ただし、水圧については設備･機器の稼働等を保証するものではなく、既設配水管が当該施設への直結給水能力不足と認められる場合や、住居以外で緊急断水が生じた場合でも必要最小限の給水を確保しなければならない施設等に関しては、２階以下であっても貯水槽水道方式を協議･指導する。

② 貯水槽水道方式

受水槽を設け、落とし込み給水で一旦水を溜め、ポンプで高置水槽に揚水するか、加圧ポンプにより末端に給水する方式。

原則として３階以上への給水は貯水槽水道方式とする。但し、既設配水管が当該施設への直結給水能力不足と認められる場合や、病院等の常に一定の水量を必要とする施設、又は、断減水が生じた場合でも必要最小限の給水を確保しなければならない施設に関しては２階以下であっても貯水槽水道方式を指導する。

③ 直結増圧方式（ブースターポンプ）

阪南水道センター管内では、直結増圧方式（ブースターポンプ）の設置は認めない。

④ 直結直圧方式と貯水槽水道方式の併用

阪南水道センター管内では、直結直圧方式と貯水槽水道方式の併用は、原則認めていません。

※ただし、事前相談として施設詳細配管図及び給水方式の併用理由書を提出し、施設に応じて阪南水道センターが併用を認める場合はこの限りでない。誓約書等の提出、配管等については大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の指導･指示に従うこと。

８．特定施設水道連結型ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備

◎消防法施行令及び消防法施行規則（平成 21 年４月１日施行）改正に伴う特定施設水道連結型ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備について、事前協議書･給水装置工事申込書を提出した後、施設全体の協議及び指示事項となるので、下記の記載内容が変更･追加となる場合がある。

１．計画・施工

特定施設水道連結型ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備については、関係諸法令･関係機関の

指示･指導に基づき、開発者（給水装置工事申込者）が計画するものであり、開発者の責任施行により設置するものである。
又、給水管工事及び設備工事については、開発者の負担において施行すること。

２．維持管理

設置する設備・その他付随する設備等の維持･管理は将来にわたり、申込者が負うものとする。

３．配水管事故等の際の火災対応

配水管の事故、管更新工事及び給水制限等による水道の断減水があるものと理解し、その際に起こった火災に対応できる必要な水量･火災対応等については、開発者において水量確保等、検討･解決すること。

４．停電時等の際の火災対応

貯水槽水道方式の加圧ﾎﾟﾝﾌﾟは、停電及び加圧ﾎﾟﾝﾌﾟ故障等の際は断水すると思われるが、その際に起こった火災対応等については、開発者（給水装置工事申込者）において検討･解決すること。

５．設備機器等の材質等について

ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備及びその他付随する設備等は、開発者の責任において検討し、関係諸法令、関係機関の指導･指示に従い、地震･火災などの際には適正に稼動できる材質等とすること。

６．設備稼働等の責任

災害発生時以外における誤作動及び、災害発生時等におけるｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備等の作動の有無は企業団に一切関係無く、開発者（給水装置工事申込者）の責任であり、水道の断減水の責任も企業団にないものと理解すること。

７．その他

○ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備等の消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、泉州南広域消防本部予防課に届け出るとともに、協議･指導に基づくこと。

○必要に応じて協定書･誓約書･覚書等の締結･提出を求めるものであり、その際は速やかに締結･提出をすること。
又、その他資料の提出を求めた場合は速やかに提出すること。

○消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備について注意事項を熟読･熟知すること。

○施設全体の事前協議書が提出された場合は、その協議及び指示事項を優先すること。

〇この協議に定めのない事項については、別途協議（相談）を行い、企業団の指示に従うこと。
〇給水管布設工事の施行は、指定業者を指名すること。
〇誤接事故を防止するため、管外面に明示テープ等で表示すること。
〇関係諸法令、関係機関の指導･指示に基づいて行うこと。

第２章
給水装置工事申込書

※各届出書は、企業団ウェブサイト内「阪南市のお客さま」に掲載（Ｅｘｃｅｌ様式でダウンロード可能)。

１．申込書類　　※提出書類は申込書のみ２部。

給水装置工事申込に伴う必要書類

（１）新規給水装置工事申込（新規申込）

①　給水装置工事申込書（様式第１号、第２号）

②　建築基準法第６条２第１項の規定による確認済証の写（以下「建築確認済証」という。）

　原則として、施主名、申込場所が給水装置工事申込書に記載されたものと同一であるものに限る。なお、当該建築確認済証の添付なき場合又は、専用住宅等の住居用以外は、給水用途が家事専用には該当しない。

③　給水装置工事明細書

　平面図、立面図を別紙にて添付する場合は、設計図面欄にその旨記載のこと。（日本水道協会大阪府支部発行「給水装置」参照）

④　位置図

　精密住宅地図程度、宅地分譲開発区域については、区画割図面を添付すること。

⑤　水理計算書（貯水槽水道方式及び集合住宅や店舗等の場合）及び受水槽の仕様書

⑥　その他必要に応じ利害関係に関わる同意書、誓約書、覚書等

※建築確認済証交付前に給水が必要な場合、臨時申込を提出することにより、給水を承認するが、後日正式に新規申込を提出し、手数料、加入金納付時に併せて、臨時申込の廃止届手続きをもって、本来の給水用途に切換えることが出来る。（臨時申込については、〔５〕を参照）

（２）給水装置改造工事申込（改造申込）

以下の点を除き新規申込に準ずる。

①　給水装置工事申込書（様式第１号）の右上部に改造申込であることを明記

し、備考欄に「既存メーターφ〇〇ｍｍあり」と記載すること。

② 開発協議により、協定書を締結した開発区域内においては、「既存給水装置の認定及び加入金算定書」の写しを提出すること。

③ 既存建築物に給水装置工事を施行する場合で、利用用途の変更がない場合は建築確認済証の添付は不要である。

④ 給水装置の増径等に伴い既設給水装置の撤去を行う場合は、「既存給水装置の認定及び加入金算定申請書」、及び「給水装置撤去工事申込書」を提出すること。

※過去に営業用であった既存建築物を取り壊して住宅に建て替える場合やその逆の場合は改造申込を以って用途変更とすることが出来る。

（３）給水装置撤去工事申込（撤去申込）

① 給水装置撤去工事申込書

② 位置図（精密住宅地図程度）

（４）先行給水装置工事申込（先行申込）

以下の点を除き新規申込に準ずる。

① 先行給水装置工事申込が必要であるとの事前協議が完了している事の写しを添付すること。

② 建築確認済証の添付は不要である。

③ 様式第２号提出は不要である。

（５）臨時給水装置工事申込（臨時申込）

以下の点を除き新規申込に準ずる。

① 給水装置工事申込書の右上部に臨時申込であることを明記すること。

② 給水装置工事申込書の「臨時の使用期間」及び「臨時の理由」を所定の欄に記入すること。なお、臨時給水装置使用期間は、１年以内とする。

③ 建築確認済証の添付は不要である。

④ 当該申込に係わる給水装置が不要になった場合は、速やかに給水装置撤去工事申込書を提出し、給水装置を撤去（分水栓止め）し、廃止届を提出すること。

※臨時用給水装置は、一時的に給水装置を設置し、目的が終われば撤去（廃止）されるものである。したがって臨時用給水装置は、廃止届手続きのみをもって完了し、所有者、使用者の名義変更及び閉栓、開栓の手続きは出来ない。

※既設給水装置で家事又は、営業用のメーターがあり、この給水装置を利用して既設の家屋等を解体する際に使用する場合は臨時申込には当たらない。又、閉栓されていても、これを開栓し、解体に使用する場合も同様とする。

２.設計審査から完了検査前まで

（１）給水装置工事申込書の審査（給水条例第１１条第２項）

◎給水装置工事申込書提出後、設計審査を行い、手数料、加入金の納入通知書を発行する。
◎申込書の審査期間は申込書が不備（添付書類及び記載内容）なく提出されたのを確認してから、１週間程度とする。
◎手数料、加入金の納入は、納入通知書記載の期日（１ヶ月）までに納入しなければならない。（ただし、３月に申込書が提出された場合は、当該年度の３月末の平日までに納入すること。）

（２）給水装置工事の施行

◎分水栓の穿孔工事、及び分水栓の撤去（分水止）工事は阪南水道センター職員が立会い、確認する。
◎立会いの日時について、施工予定日の３日前までに阪南水道センターと調整を行うこと。

（３）給水の開始（給水条例第 19 条）

◎手数料、加入金の納入が確認された後、メーターを出庫する。
◎メーター受け取りの際には、必ず指定の給水使用届を提出すること。
◎臨時申込の場合は、臨時工事用水使用届を提出すること。
◎申込場所に既存メーターが設置され、増・減径を伴わない改造申請についても、手数料を納入した後に、速やかに給水使用届を提出すること。

① 給水使用届、臨時工事用水使用届

給水使用届、及び臨時工事用水使用届には、申込者、指定工事店、料金支払者の署名、捺印を必要とし、工事完了までの料金支払者を明確にしなければならない。

※給水使用届、臨時工事用水使用届には、給水装置工事申込書提出時に添付した位置図を別途添付すること。

※受け取ったメーターは早急に現場に取り付け、パイロットが回転及び停止することを確認すること。

※給水使用届を提出し、メーターを受け取った時点で、料金が発生します。

② 水道の使用開始

近年の宅地造成に伴う開発地の宅盤については、既設給水管に止水栓が設置されているので、メーター受け取り時に阪南水道センター職員が閉栓キャップ、盗防止水を開栓する。

③ 既設一次止水栓の撤去

都市計画法施行以前の開発地については、既設給水管がキャップ止により、宅盤の地中に埋まっている場合があるので、第一止水栓は撤去し、逆止弁付ボール式伸縮止水栓を設置の上、メーター直結とすること。メーター位置については、第２編「水道メーターの設置場所に関する基準」に基づき申込者及び、建築会社等と十分協議の上、処置を講ずること。

３．加入金（給水条例第３６条）

加入金とは、受益者に上水道整備費用の一部を支払っていただく分担金であり、申込口径に応じて負担しなければならないものである。

給水装置工事申込者は、新規申込、又は、改造申込（メーター増径）を行った場合は、給水使用届提出時にメーター口径に応じて大阪広域水道企業団水道事業給水条例（第 36 条）別表第３の３（阪南水道事業）に定められた加入金を納付しなければならない。

※加入金の差引きのための手続きの時期及びその取扱いについては、「大阪広域水道企業団阪南水道事業加入金の取扱基準」において別に定める。

（１）既存給水装置がある場合の加入金取扱

既存給水装置（過去に加入金納付済み）のある土地で、加入金の差し引きを行おうとするものについては、給水装置工事の申込までに既存給水装

置の存在を明らかにするものとする。

（２）開発区域内に既存給水装置がある場合の加入金取扱い

開発区域内に既存給水装置のある開発のうち、加入金の差引を行おうとするものについては、事前協議までに既存給水装置の存在を明らかにし、協定書に加入金の額を記載するものとする。

なお、加入金の算出方法及び差引を行うための条件等については、「大阪広域水道企業団阪南水道事業加入金の取扱基準」に定める。

４．手数料

（１）手数料の納付

給水装置工事申込者は、申込を行った場合、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（第 43 条）で定められた、以下の手数料を納付しなければならない。

①設計審査手数料

②工事検査手数料

なお、当該手数料は納入通知書記載の期日までに納入しなければならない。

（２）手数料の還付

※申込取り下げ等に伴う既納の手数料は還付しない。

（３）手数料の免除

①給水装置撤去工事に関わる設計審査手数料及び工事検査手数料は免除する。

②開発事業等で、区域外の既設給水装置の布設替工事に関わる全ての手数料は免除する。

５．完了検査届

給水装置を適正に保つため、指定業者の主任技術者は給水装置工事完了後に自主検査を行ったうえで完了検査届を提出し、阪南水道センターによる完了検査を受けなければならない。阪南水道センターの完了検査を受けていない給水装置工事申込は、たとえ現場が完成していたとしても、未完了扱いとなり、給水装置の所有者名義変更、使用者（料金支払者）変更、閉栓・開栓等の手続き

は出来ないので、注意すること。
　又、阪南水道センターの完了検査を受けた結果、手直し等の指示を受けた場合は、速やかに処置を講ずること。
　手直し等の指示がされた事項を施工する迄は、現場が完成していたとしても、未完了扱いとする。（給水装置工事完了届の受付は出来ない）

［１］提出書類

※各提出書類については、企業団ウェブサイト内（阪南市のお客さま）に掲載（Excel 様式でダウンロード可能）。

（１）給水装置工事完了検査届
　　指定給水装置工事事業者名　署名・捺印
　　主任技術者　　署名・捺印
　　申込者、承認番号（申込書受付番号）
　　給水装置設置場所（申込場所）

（２）申込場所の完成写真
　　①メーターの位置が分かる建物の完成写真
　　②メーターボックスの蓋を開けて止水栓一次側及びメーター二次側のガイドナットが、ボックス内に収まっている写真
　　（メーターボックス内がきれいに清掃されていること。）

（３）給水装置工事完了検査項目
　　太枠内は主任技術者が完了検査届を提出する前に必ず自主検査を行い、〇又は、☑により、チェックを入れておくこと。
　　申込者、主任技術者（捺印必要）、申込場所、主任技術者が完了検査届提出前に自主検査を行った日、メーター口径、メーター番号、及びメーター指示数を漏れなく記載すること。

（４）給水装置工事完了届
　　申込者、指定工事店、料金支払い者の署名、捺印が必要
　　給水装置設置場所（申込場所）、給水装置所有者においても漏れなく記入すること。
　◎給水装置工事完了届は、物件の完成による引渡しにより、工事期間中の料金支払い者（給水使用届に記載）から、本来の申込者へ料金請求を切り替える手続きを行うために必要な届出書である。料金支払い者は、特段の事

情がない限り申込者とすること。

◎給水装置工事完了届には、給水装置工事申込提出時に添付した位置図を添付すること。

（５）給水装置所有者変更届（必要に応じて提出すること。）

申込者が住宅メーカー等の場合で、入居予定者が決定しており、物件の譲渡が必要である場合は、所有者変更届を提出すること。又、直圧給水の賃貸アパート等の場合で、入居予定者がある場合は、使用者変更届を提出すること（譲受人、譲渡人の署名・捺印が必要）。

（６）給水装置工事明細書（竣工用）

平面図、立面図を別紙にて添付する場合は、設計図面欄にその旨記載のこと。（日本水道協会大阪府支部発行「給水装置」参照）

◎申込書提出時と竣工時の配管状況が変更となった場合は、必ずその内容を書き換えておくこと。

◎道路掘削により分水を穿孔し、引き込み配管を行った工事は、配水管の土被り、寄り、分水栓から止水栓までの給水管の配管状況を記載した平面、断面図を別途提出すること。

〔２〕完了検査届提出時の確認項目

なお、完了検査時に主任技術者及び阪南水道センターが確認すべき項目は次のとおりとする。

① 止水栓、メーターボックスの設置場所

- オフセットが正確に測定、記入されていること。
- 止水栓、メーターに損傷がなく操作に支障がないこと。
- 検針、メーター替えが公道から容易に行える状態であること。
- メーターが水平に設置できる場所であること。
- メーター及び止水栓ボックスが正確に設置されていること。
- 衛生的で損傷、凍結のおそれがない場所であること。
- 車両等の重量物が駐車する下にないこと。

② 標示

- キャッツアイ（標示ピン）確認。
- 管路（分水栓から止水栓間）にロケーティングワイヤーが設置されていること。

③　舗装復旧工事

- 舗装本復旧範囲について道路管理者と立会が終了している、又は、本復旧済であること。

④　配管

- 管延長、給水器具等の位置が竣工図面と整合し、記入漏れがないこと。
- 配管の口径、経路、構造等が適切であること。
- 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な処置がなされていること。
- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等の機器に直接連結されていないこと。
- 逆流防止のための給水用具の設置。
- クロスコネクションがなされていないこと。

⑤　耐圧試験（メーターより二次側）

- 水圧ポンプで 1.75MPa まで加圧後１分間以上保持し、漏水なきことを確認。

⑥　管種、給水器具

- 性能基準適合品（認証品）の使用であること。

⑦　受水槽

- 六面点検が容易にかつ安全に行えること。
- 点検用として受水槽付近に、流入前の直圧給水を点検できる蛇口１栓を取付け、その蛇口を「直圧」明示すること。
- 受水槽の設計容量に対し、有効容量が適切であること。
- 管理人･管理業者を選定した後、阪南水道センターと覚書を締結すること。
- $10m^3$ を超える施設については、阪南市生活環境課に届出を行うこと。
- 法令等で定められた受水槽の点検･清掃を行うこと。
- 停電時･加圧ポンプ不具合発生時の連絡･問い合わせに関する対応先について、入居者等に周知徹底すること。

※ 受水槽以下の給水設備については、その設置構造及び管理等に関する法律等に従い適切に施工すること。

⑧　その他

- 竣工図との整合

給水装置工事の流れ（新規・改造申込の場合）

給水装置工事申込書提出（２部）

↓

設計審査

↓

加入金・手数料等の納付書発行、給水装置工事承認書返却

↓

加入金・手数料等の納付、給水使用届提出

↓

メーター出庫（阪南水道センターのメーターが設置済の場合は除く）

↓

施工

↓

水圧試験等（阪南水道センター立会）

↓

完了検査（主任技術者）

↓

完了検査届一式提出（１部）

↓

完了検査（阪南水道センター）

↓

給水装置工事完了届受付

申込者の行為　　阪南水道センターの行為

第３章

設計・施工

１．給水管設計

〔１〕給水装置設計

（１）口径及び配置

①　給水管の口径

給水管の口径については、下記のいずれかの方法により決定する。なお、月間最大使用量を超えての使用となった場合については、申込者（使用者）の責任において、使用水量に応じた適正口径に改造（増径）すること。

（ア）水道施設設計指針・解説（日本水道協会）の管径均等表により決定する。

（イ）水理計算により決定する。

【専用住宅以外（一部除く）の施設については、阪南水道センターの指示がある場合は水理計算書を提出し、貯水槽水道の有無を明確にすること】

②　給水管の配置

（ア）給水管は原則として道路直角横断で埋設する。

（イ）メーターボックス位置については、検針及び修繕が容易な場所とし、詳細については「第２編水道メーターの設置場所に関する基準」に基づき設置すること。

（２）給水管の取り出し及び布設

配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと（水道法施行令第５条第１項第２号）。

著しく過大とは、配水管口径の半分を越える口径。但し、配水管φ75㎜についてはφ40㎜を越えた口径。配水管φ30㎜の場合は、周辺の配水管布設状況を考慮する事から別途協議とする。

① 取り出し

（ア）給水管口径φ20㎜～φ40㎜については、同口径のサドル付分水栓を使用する。なお、既設水道本管の口径･管種等により、サドル付分水栓の規格により難い場合は、別途水道センターが指示する。

（イ）φ50㎜以上については、同口径の不断水割丁字管又は、丁字管を使用する。

（ウ）上記（ア）（イ）について、管種･口径等の理由により上記以外の取り出し方法及び布設の指示を行った場合は、その指示に従うこと。

（エ）送水管については、取り出し（分岐）は原則、認めない。

② 給水管の布設

（ア）φ20㎜～φ50㎜については、公道部及び宅内(止水栓まで)に取り出し口径と同口径のPE二層管（水道用PE管 JIS K 6762 1種）を布設する事を推奨する。（HIVP管も使用可能）

PE二層管を使用の際は、分水栓から止水栓までの間については可能な限り継手を使用せず接続する（継手を使用する場合は耐震型とする）。

又、阪南水道センターが指定する場所及び、道路管理者の指示がある場所については協議の上、下記記載例に示すとおり、使用する管種を指定する。

※例１）構造上露出配管が必要な場合は、内外面ビニールライニング鋼管（WVLP 管）を使用。

※例２）深い水路の下越しの場合は PE 二層管を使用。

（イ）φ75 ㎜～φ100 ㎜については、公道部及び宅内に同口径 HPPE(PE100)を布設する。

（ウ）φ150㎜以上については、公道及び宅内に同口径ダクタイル鋳鉄管（耐震管）を布設する。

（エ）φ40㎜、φ50㎜の丁字部、曲り部は、原則、離脱防止金具付継手を使用する。

（３）止水栓・仕切弁の種類及び配置

①-1 種 類 （メーター直結の場合）

（ア）φ25㎜までは逆止弁付ボール式伸縮止水栓を使用する。

（イ）φ30㎜については、逆止弁付ボール式伸縮止水栓を使用するが、状況に応じて、青銅製ソフト型伸縮止水栓の使用も可能とする。

（ウ）φ40㎜については、青銅製ソフト型伸縮止水栓を使用する。

（エ）φ50㎜以上については、ソフトシール製仕切弁を使用する。

※全ての口径において、逆流防止措置が必要

①-2　種　類　(集合住宅等における場内一次バルブ設置の場合)

（ア）φ40㎜以下は青銅製仕切弁を使用する。

（イ）φ50㎜以上については、ソフトシール製仕切弁を使用する。

②　配　置

（ア）設置場所については原則として、宅地内（民地内）とする。

（第２編　水道メーターの設置場所に関する基準を参照）

（イ）直結直圧方式にて給水を行う賃貸アパート等の供用給水管の末端には、泥吐き用の仕切弁(ﾄﾞﾚﾝﾊﾞﾙﾌﾞ)を設置し、雨水桝等に接続とする。

（ウ）管路延長及び高低差がある場合及び、阪南水道センターが指示する場合については、メーター二次側に仕切弁（二次バルブ）を設置する。

（エ）φ25迄は、原則としてメーター直結止水栓とし、φ30㎜～φ40㎜については、メーター直結止水栓の手前に、一次バルブを設置するものとする。

（４）仕切弁室

仕切弁室については、φ40㎜以上については大阪広域水道企業団阪南水道センター仕様のものとするが、宅内に設置するφ30㎜以下のバルブのボックスについては、阪南水道センターと協議の上、別仕様のボックスを使用する事ができる。

〔２〕給水管の設置単位

（１）給水管引込の原則

給水管引込は、１敷地に１本、若しくは、１建築物に１本を原則とする。用途未定の給水管引き込みは認めない（売買目的も含む)。

（２）原則の例外措置

（ア）同一敷地であるが、建物が独立して複数棟あり個々に生活を営んでいる場合（共同住宅や長屋等)。二世帯住宅であっても、建物の中で世帯が独立している（壁で完全に区切られている）場合。

（イ）使用時期により使用水量に極端な違いを生じ停滞水を発生させる恐れがあるため、別個の給水装置とした方がよい場合。

（ウ）売買目的での給水管引き込みで、阪南市開発指導要綱による事前協議若しくは、都市計画法に基づく事前協議をした場合。

（エ）その他阪南水道センター所長が必要と認めた場合。

（３）給水管の取出し位置

配水管への給水管の取付口の位置は、他の給水装置の取付口並びに配水管継手から30㎝以上離れていること。既設給水管への取付も同様である。

〔３〕使用器材

（１）給水装置に使用される器材は、次の条件を備えなければならない。

（ア）衛生上無害であること。

（イ）一定水圧（1.75MPa）に耐えること。

（ウ）容易に破損及び腐食しないこと。

（エ）損失水頭が少なく、水撃作用を生じさせないもの。

（オ）使用上、便利かつ安全であること。

（カ）水質に変化を与えない材質であること。

（２）使用器材の規格

給水装置の使用器材の規格は、メーターボックスより配水管側（一次側）と、メーターボックスより末端側（二次側）で区分する。

①一次側の使用器材の規格

阪南水道センターが指定した材料（日本水道協会規格）を使用しなければならない。

②二次側の使用器材の規格

日本水道協会規格、日本工業規格（日本産業規格）、日本水道協会型式承認登録等を受けた基準適合品であること。

〔４〕分岐方法

給水管口径	メーター直結の場合の使用器材
φ25 ㎜以下	同口径のサドル付分水栓 ＋ 同口径の逆止弁付きボール式伸縮止水栓
φ30 ㎜～φ40 ㎜	同口径のサドル付分水栓 ＋ 同口径の青銅製ソフト型伸縮仕切弁（メーター止水栓） φ30 ㎜は逆止弁付きボール式伸縮止水栓も可能
φ50 ㎜以上	同口径の不断水丁字管 ＋ 同口径のソフトシール仕切弁（メーター止水栓） ＋ フランジ付伸縮継手

※φ30 ㎜以上の給水管引き込みについては、既設水道本管の口径・管種によっては、上記の表に関わらず別途協議とし、分岐方法は阪南水道センターの指示に従うこと。
※集合住宅等におけるφ30 ㎜～φ50 ㎜については、一次バルブとして、青銅製ソフト型仕切弁・青銅製仕切弁を指示する。
※給水管には、ロケーティングワイヤーを布設すること。（別紙参照）
※分水栓部分の継手については伸縮継手を使用すること。
※配水管口径がφ30 ㎜以下の場合はチーズによる分岐とする。

〔５〕水圧試験

一次側の水圧試験は穿孔前に行い、負荷する水圧及び時間は次のとおりとする。尚、当該水圧試験は阪南水道センターの立ち会いのもとで行う。

１．水圧／時間：1.75MPa／３分間　（φ25 ㎜までの HIVP 給水管）
２．PE 二層管及び、取り出し口径がφ30 ㎜以上の場合は 1.00MPa まで加圧し、加圧後の時間は阪南水道センターの指示による。
３．その他、阪南水道センターが指示する場合はその指示に従うこと。

〔６〕穿孔

サドル付分水栓を使用しての鋳鉄管の穿孔については、穿孔穴に防蝕コアを挿入する。（密着コアを推奨する。）

〔７〕埋戻し

掘削床に 10cm 以上の砂を敷き、給水管を敷設後、別紙参考資料に基づきロケーティングワイヤーを施工後、管上 30cm まで砂とし、砂上部に、必要に応じて埋設表示シートを布設し、掘削部を埋め戻しすること。

埋戻しの砂については、クッション砂を使用すること。

※成分表を添付しても、再生砂は使用不可。

埋設深度（土被り厚）

	種　　別	土被り（m）
公　道	歩道部	各道路管理者の指示による
	車道部	
里　道	協　議　に　よ　る	
その他	阪南水道センターの指示による	

〔８〕給水管の明示

給水管引込工事を施行した指定業者は、給水管の引き込み位置が解るように官民境界の官地側に表示ピンを設置すること。

〔９〕給水装置の撤去（給水装置撤去工事）

給水装置の撤去（給水装置撤去工事）とは、給水装置撤去工事申込書を提出した後、当該給水装置における水道本管等からの分岐部分を撤去する工事をいい、サドル付分水栓の場合はコックを止め、分水栓キャップにて閉塞する。

チーズ分岐の場合は分岐箇所に断水コマを挿入し、キャップにて閉塞することであり、上記に該当しない場合の分岐方法等における閉塞方法については阪南水道センターと協議し、指示･指導に従い工事を施行すること。

分水栓以降の残管（埋設されている給水管）の処理については、道路管理者の指示に従うこと。

２．メーターボックスの設置

メーターボックスは、メーターと止水栓を保護・管理し、又、検針及び満期に伴うメーター取替等が、容易となるよう設置しなければならない。

〔１〕設置要領

（ア）メーター口径に適した所定のメーターボックスを使用すること。

（イ）ズレや沈下等が生じないよう、ボックス下部は十分締め固めを行いメーターボックス仕上がり高さは地表面と同じとし、雨水等が流入しないようにすること。

（ウ）メーターボックスは底蓋付きタイプとする。

（エ）メーター直結伸縮止水栓の一次側及びメーター二次側のガイドナットがメーターボックス内に納まるように設置すること。

（オ）メーターボックス内に装飾用の玉砂利等を入れてはならない。
又、外構工事の際にコンクリートや土砂がメーターボックス内に流入しないように、申込者及び、建築会社等と事前に協議し、処置を講ずること。

（カ）大型メーター（φ50 ㎜以上フランジ付き）の場合は原則として電子メーターを貸与するので、電子メーター用カウンターポールを設置すること。なお、設置した読み取り器ボックスの鍵は阪南水道センターに提出すること。

（キ）集合住宅等における直結直圧給水で、複数個設置する場合については、蓋裏等に各部屋番号等を記載（プレート等永久的な物）し、管理を容易にすること。なお、蓋が軽量であり、開閉及び検針が容易に行え、車輌等の通行がなき場所に設置する大型メーターボックスの場合は阪南水道センターの承諾を得た後、メーター離隔等を協議し、複数個を設置することが出来るものとする。

〔２〕メーターボックスの規格

メーターボックスの寸法は、メーター周りの修理及びメーター替えが容易に行えるものでなければならない。具体的には、メーター口径に応じて定められた以下に示す規格以上のものでなければならない。

※単位＝㎜

メーター口径	開口部面積	高さ
φ13	204×340	230
φ20	204×340	230
φ25	204×421	230
φ30	226×490	250
φ40	290×520	260
φ50 以上	阪南水道センターと別途協議	

※φ50 以上の大型メーター（フランジ付きの電子メーター）は、ボックス内において満期に伴うメーター替作業が容易に出来る作業スペース及び電子メーター用読み取り器の設置位置も考慮し、阪南水道センターと協議の上、現場施工とする。

※車両等が頻繁に出入りする事により、ボックスに荷重がかかる場合は、鋳物製のボックスを使用すること。

※蓋の大きさと開口部面積は違う事に留意すること（蓋の面積＞開口部面積）。

（参考資料）　ロケーティングワイヤーの施工方法

１．ロケーティングワイヤー（以下ワイヤー）の取扱いについて

①ワイヤー先端部の処理（必ず行ってください。）

ワイヤーの先端部は水が入ると錆が生じ、内部に進行しますので必ず指定のキャップで先端部の処理をしてください。

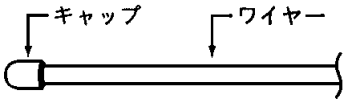

②ワイヤー相互の接続

１．ワイヤーA とワイヤーB を結びます。
キャップで先端部の処理をしてください。

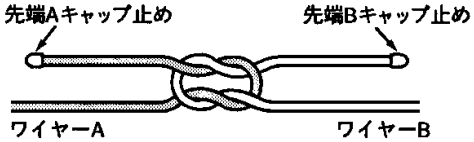

２.結び目をねじって A の先端を B 側のワイヤーに、B の先端を A 側のワイヤーに向けます。

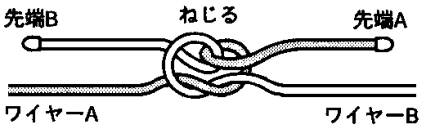

３．A の先端を B のワイヤーに、B の先端を A のワイヤーにそれぞれすきまなく１５㎝程度巻いてください。

４．巻きつけた上から自己融着テープでテーピングをしてください。

＊自己融着テープでテーピングした後、さらにビニールテープを巻くとベストです。

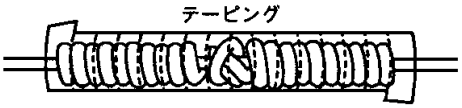

２．ワイヤーの施工方法について

①本管への施工

（1）本管への配線

本管上の起点部に先端部の処理をしたワイヤーを５～６回程度コイル状に巻いてビニールテープで固定します。固定後、ワイヤーを本管上に若干の緩みをもたせながら配線し、適当な間隔（２m位）でワイヤークリッパー（又はビニールテープ）固定します。

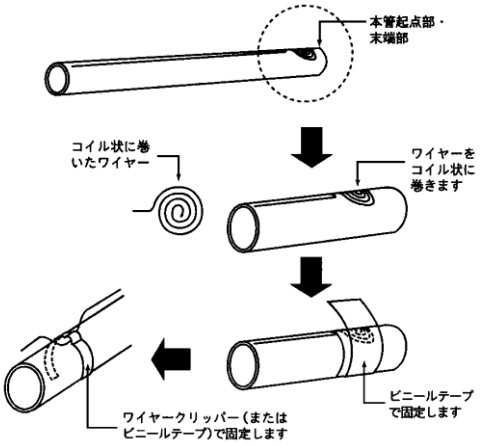

（2）本管端末部の処理

（1）と同様です。

（3）バルブボックス・消火栓ボックス

ワイヤーを切断せず、ねじって図のように折返して輪をつくり、地上から手が届く位置まで立ち上げます。

（探知器の直接用接続コードを連結することが容易になります。）

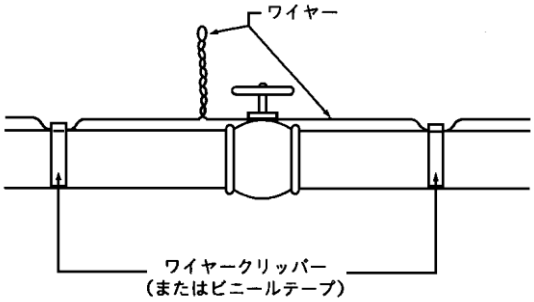

（4）Ｔ字型のジョイント

ジョイントする側のワイヤーを本管側のワイヤーに隙間なく１５㎝程度巻きつけワイヤークリッパー（又は、ビニールテープ）で固定します。

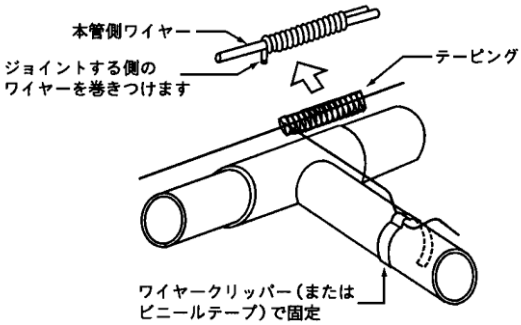

分岐部分→支管への施工

（1）ワイヤーをパイプに少々緩みを持

たせて配管します。このとき、緩みを持たせすぎないように適当な間隔

（２m位）でワイヤークリッパー（又は、ビニールテープ）固定します。

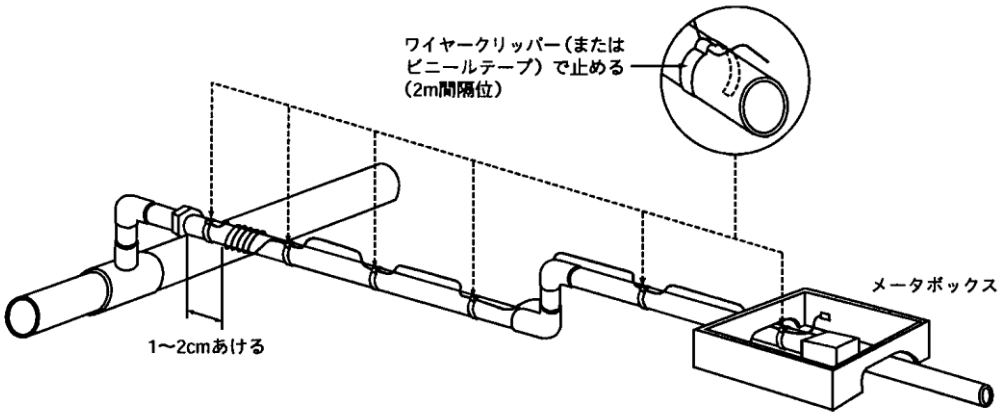

（2）分岐部分はワイヤーの先端処理後、分水栓金具より１㎝～２㎝離して

ワイヤーをパイプに５～６回巻きつけ、ワイヤークリッパー（又は、ビニー

ルテープ）固定します。

（分水栓の位置の探知が容易になります。）

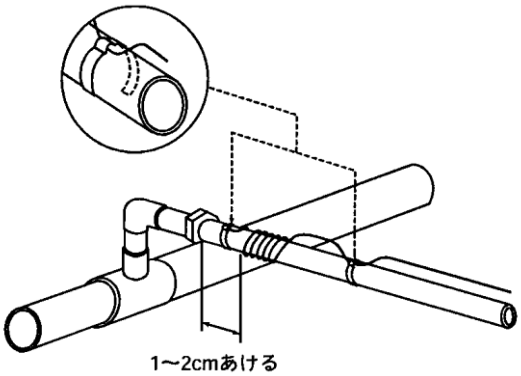

第２編 水道メーターの設置場所に関する基準

水道メーターの設置場所に関する基準

１．原　　則

家屋等の新（増・改）築に伴う水道メーター（以下「メーター」という。）の設置場所は、当該給水装置所有者（使用者）の敷地内（宅地）で、配（給）水管から分岐した地点に最も近い屋外とし、検針及びメーター取り替えが容易で損傷、凍結等に対して防護措置を講じるか、そのおそれがない場所とする。

※既設の給水管を使用する場合は、既設給水管を敷地境界まで辿り、引き込み位置（敷地境界）で立ち上げる事とする。

２．設置場所

（１）メーターは屋外（建物・門・塀・柵・石垣・生垣・シャッターその他構造物の外側）で検針及び取替えが常時、道路から容易に行える場所とする。
（２）メーターは本管からの給水管を含め、修理が容易に行える場所とする。
（３）メーターが水平に設置できる場所とする。
（４）常に乾燥していて、メーターが汚染、損傷、埋没等のおそれのない場所とする。

３．水道メーターの設置場所の確保

給水装置工事施行者は、工事施行前に所有者及び、阪南水道センター担当と協議し、メーターの設置場所の基準に適合する場所に設置すること。適合しない場所に設置したときには、施工者若しくは所有者の費用負担で移設をすること。

４．次の場所や周囲には設置してはならない。

（１）便所及び浄化槽の汲取口等の場所
（２）炊事場、洗濯場、物置等の暗い場所
（３）店舗等の場所で、営業時には陳列台（棚）その他商品等の下になるおそれのある場所
（４）私道又は、敷地内であっても車両等の重量物の通行若しくは駐車する場所
（５）湿気が多く絶えずジメジメして排水のよくない場所
（６）地下室、道路敷内

５．例　　外

当該の基準によりがたいときは、給水装置設置時に必ずその旨申し出て阪南水道センターの指示を受けること。

※参考図

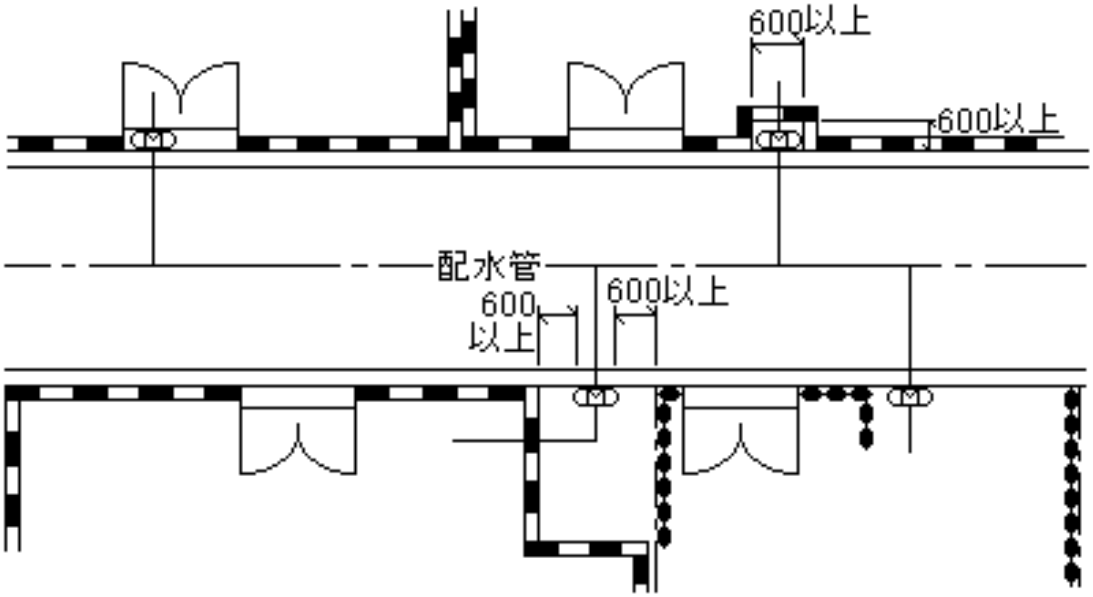

（注）１．トンネル状になる場合は**修繕時の作業スペースを考慮して、**幅、奥行を 60 ㎝以上、高さを 45 ㎝以上のスペースを確保すること。

２．**隣接土地所有者とのトラブルを未然に防止するため、**民々境界から原則として６０㎝以上離すこと。

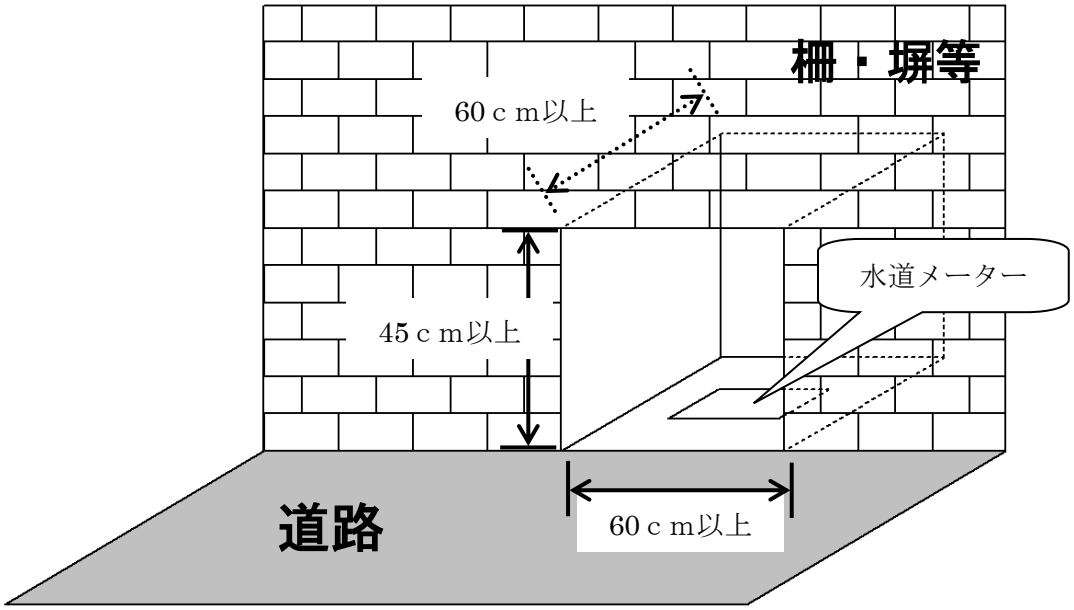

第３編　貯水槽水道に関する基準

１．　貯水槽水道の設置について（施行規程第９条）

◎貯水槽水道を設置する場合は、管理人･管理業者を選定した後に阪南水道センターと覚書を締結し、法令等で定められた受水槽の点検･清掃を行うこと。又、受水槽の有効容量が 10m³を超える施設については、阪南市生活環境課に届出を行うこと。

◎貯水漕水道設置者は、停電時・加圧ポンプ不具合発生時の連絡･問い合わせに関する対応先について、入居者等に周知徹底すること。

◎事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要な場合は､貯水槽水道設置の有無について阪南水道センターと協議し、指示･指導に従うこと。

２．　受水槽の容量算定基準

◎基本的に受水槽の有効容量算定は､申込者にて使用水量を想定し､算定願いたい。算定については､施設の規模と内容､使用実態などを十分考慮し､作成者が署名・押印をして提出すること。

◎一日最大使用水量の算定には、以下のいずれかによるものとする。

①給水器具の種類別吐水量とその同時使用率を考慮した総水量

②一人一日使用水量×使用人数又は、単位床面積当たり人員×床面積

③建築物の単位床面積当たりの使用水量×床面積

受水槽容量の算定方法

① 施設全体の一日最大使用水量を算出する。

② 受水槽の有効容量 ＝ 施設全体の一日最大使用水量の 1/2 以上（半日分）

（阪南水道センターは施設の用途に関係なく一日最大使用水量の 1/2 以上とする。）

※ 参考例

一日最大使用水量の算定方法

集合住宅、マンション等の場合

施設全体の一日最大使用水量 ＝［一戸の居住人員］×［戸数］×［一人一日最大使用水量］

・一戸当たりの居住人員 ： 開発者で一戸当たり何人想定しているか

・戸　　数 ： 開発戸数

・一人一日最大使用水量 ： 開発者でどれくらいの使用水量を想定しているか

※一人一日最大使用水量「単位給水量」については、公益社団法人　日本水道協会発行「水道施設設計指針（最新版）」を参照

３．　受水槽の給水管口径基準

◎給水管口径は下記表に示す各メーターの適正使用流量範囲内になるように選択すること。なお、月間最大使用量を超えての使用となった場合については、使用水量に応じた適正口径に申請･改造をすること。

メーター適正使用流量範囲表

口径(mm)	適正使用流量(m3/h)	月間最大使用量(m3/月)
13	0.1～1.08	100以下
20	0.2～1.6	170以下
25	0.23～2.5	260以下
30	0.4～4.0	420以下
40	0.4～6.5	700以下
50	1.25～17.0	2600以下

※ 参考例

給水管口径の算定方法

①１時間当たりの平均給水量の算定

・１時間当たりの平均給水量＝[一日最大使用水量]÷[一日の使用時間]

一日最大使用水量：受水槽の容量算定した施設全体の一日最大使用水量

一 日 の 使 用 時 間：各施設の使用時間は、

日本水道協会　大阪府支部発行「給水装置（最新版)」を参照

②平均流速「平均給水量」より仮定口径を算定

・メーター適正使用流量範囲表より平均給水量が適正使用流量内に入る口径を選択

・各使用する給水管、弁、メーター類等の器具類損失水頭を「直管換算表」から直管に　置き換え延長を求める。

※直管換算表については、公益社団法人　日本水道協会発行「水道施設設計指針（最新版）」を参照。平均流速「平均給水量」より「ウエストン公式図表」から動水勾配を求める。

損失水頭の算定

損失水頭＝[直管換算延長]×[動水勾配]

配水管の有効水頭と損失水頭の比較

配水管の有効水頭＝[配水管の最小動水頭]－（立ち上がり＋ボールタップ）

配水管の最小動水圧：0.15MPa とする。

※損失水頭が有効水頭未満になるか確認をすること。

有効水頭未満ならば仮定口径以上で給水可能である。

③（適正な給水管口径）

月間最大使用量の算定方法

月間最大使用量＝[一日最大使用水量]×[月使用日数]

一日最大使用水量 ： 受水槽の容量算定により算出した量

月　使　用　日　数 ： 施設に応じて日数を想定

※メーター適正使用流量範囲表より月間最大使用量が範囲内に入る口径を選択し、求めた仮定口径と同口径かを確認する。もし仮定口径の方が小さい場合は、月間最大使用量の範囲内に入る口径を選択し、使用給水管口径とすること。

４．　貯水槽水道方式に関する検針及び料金徴収について

◎貯水槽水道方式での給水を行う場合、阪南水道センターで水道メーターの検針・料金徴収（水道料金表に基づく）を行うのは、受水槽流入前に設置する阪南水道センターの水道メーター（親メーター）である。集合住宅等で使用者が異なる各部屋への給水については、所有者（管理者）にて徴収方法を決定し、必要に応じて私設水道メーター（子メーター）を設置すること。

※　私設水道メーターを設置された場合においても、阪南水道センターにおいて私設の水道メーターの検針・料金徴収は行いません【阪南水道センターが設置する水道メーター（親メーター）のみ、検針･徴収を行います】

※　私設水道メーターにつきましても、計量法に基づいた定期的な交換が必要です。

第４編　給水装置工事施行に関する

地下埋設協議

道路使用許可

占用許可

看板等の周知及び安全対策

給水管布設工事（以下 給水工事）の施行に当たっては、阪南市・泉南警察署・道路管理者・地下埋設物関係者等と協議の上、以下に基づき安全対策等を検討し、交通及び保安上十分な処置を講じること。

施工者は、工事の安全管理について、大阪府都市整備部監修「土木工事安全施工技術指針」に基づいて実施すること。

工事施行に伴う関係機関との協議については施工者が責任をもって行い、その他記載のないことは阪南水道センターと協議し、指示・指導に従うこと。

１．地下埋設物協議（関係機関）

道路法 第34条の規定に基づき、道路占用等に伴う掘削等を行う場合は、事前に道路占用関係者意見書をもって地下埋設物協議を行うこと。

又、その際に協議した内容を厳守するとともに、工事着手の際は事前連絡・通知等を怠らないよう十分注意すること。

なお、国道・府道・河川敷・港湾敷等の公共用地で代理申請を行う場合は、必要な書類（平面図、断面図、構造図等）は申込者が作成し、阪南水道センターに提出すること。

占用関係者意見書により、別途協議が必要となった場合の地下埋設物協議は、申込者で行うこと。

２．道路等占用許可申請（道路及び公共用地等の管理者）

道路及び公共用地等で工事を行う場合は、当該道路等の管理者と協議し、指示・指導に基づき地下埋設物等の離隔を考慮し、占用許可申請を行うこと。なお、管種・土被り・埋め戻し等の埋設・道路(舗装含む)復旧の詳細は管理者の指示に従うこと。

国道・府道・河川敷・港湾敷等の公共用地の場合、申込者、施工者が各管理者と協議した結果について、阪南水道センターが代理で許可申請を行う。その際に必要な書類（平面図、断面図、構造図等）は施工者が作成し、阪南水道センターに提出すること。

施工者は、協議及び許可申請を行った内容について十分理解した後、道路管理者・関係機関・阪南水道センターの指示に基づき施工すること。

又､関係機関の立会等を要する箇所の施工に際しては､施工者にて関係機関に連絡し、舗装本復旧等に際しては道路管理者等と立会後、施工すること。

３．道路等使用許可申請（泉南警察署）

道路及び公衆用通路等で工事を行う場合は、当該道路等を管轄している警察署と工事における交通安全対策等について、協議・申請を行うこと。

なお、占用許可申請を阪南水道センターが代理申請する場合についても同様とする。

４．看板等の周知及び安全対策

・工事着手日までに工事予告板を設置すること。又、付近に工事説明を行うこと。

・工事施工の際は工事看板を設置･周知するとともに、ガードマン等を適正適所に配置のうえ、安全対策及び交通支障のなきよう、工事を行うこと。

なお、工事看板には警察許可番号等を記載すること。

・工事施工に際して､車輌等の通行止め規制を行う際は迂回路看板を設置するとともに、適正適所にガードマンを配置し、迂回場所に矢印板等の設置を行うこと。

５．その他

本書及び、大阪府都市整備部監修 土木請負工事必携に記載の「土木工事安全施工技術指針」及び「工事現場における標示施設等の設置基準」に記載なき事項については、阪南水道センター及び関係機関・道路等管理者・泉南警察署と協議し、指示・指導に従うこと。